

高知県豊かな環境づくり総合支援事業費補助金の概要

林業振興・環境部自然共生課

1 補助目的

この補助金は、県が「高知県環境基本計画第五次計画」を効果的に実行するため、県の環境政策と連携した取組を総合的に支援することを目的に、下記4の事業実施主体に対して予算の範囲内で補助金を交付するもの。

新たな活動主体の参入、申請団体へのサポート体制の充実等を図るため、令和6年度より「特定非営利活動法人環境の杜こうち」を介した間接補助事業として実施する。（～令和5年度までは直接補助）

2 補助事業者

特定非営利活動法人環境の杜こうち（以下「環境の杜こうち」という。）

3 補助事業者の事業内容等

- (1) 補助事業に係る事業内容、補助対象経費及び補助率等は、交付要綱別表第2のとおり
- (2) 事業の実施基準は交付要綱別表第5のとおりとし、補助事業者は要綱、要領等必要な諸規定を定める。

4 事業実施主体（間接補助事業者）

事業実施主体は、下記(1)又は(2)の事業区分に応じ、次に掲げる要件に該当する団体とする。
（交付要綱別表第1のとおり）

- (1) 一般事業及びステップアップ事業 ※一般事業はア～オ、ステップアップ事業はア～カのいずれかに該当する団体
 - ア 公益社団法人又は公益財団法人
 - イ 県内で特定非営利活動を行う特定非営利活動法人
 - ウ 地球温暖化防止県民会議の会員（市町村を除く。以下「会員」という。）又は会員が代表構成員となる実行委員会が事業主体となり、高知県地球温暖化防止県民会議幹事会において適当であると認められた事業を行う団体
 - エ 地域の多様な主体から構成された協議会
 - オ 非営利の任意団体で規約等が定められており、継続的な活動が行われている団体又は構成員が継続的に行っている活動を引き継いで設立された団体
 - カ 規約等が定められている任意団体
- (2) ステップアップ事業（ジュニア枠） ※ア、イの全てに該当する団体
 - ア 県内に居住又は通学・通勤している6歳以上18歳以下の子どもが3人以上いる団体
 - イ 活動内容に対する指導や助言、関係法令の確認などのサポートや、活動経費に関して適正な会計事務を行う20歳以上の大人がいる団体

※上記(1)、(2)にかかわらず、次のいずれかに該当する団体は事業実施主体としない。

- ・ 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とした団体又は特定の公職者若しくは政党を推薦し、支持し、若しくは反対することを目的とした団体
- ・ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員等の統制下にある団体

5 間接補助対象事業

補助事業者が補助金を交付することができる事業実施主体が行う事業内容等は、「高知県環境基本計画第五次計画」の方向性に沿った県内で行う取組で、次に掲げる3つの基本戦略のいずれかに資すると認められるものとする。

- (1) 地球温暖化への対策
- (2) 循環型社会への取組
- (3) 自然環境を守る取組

また、下記(1)～(3)の事業区分に応じ、それぞれ次の事業を対象とする。

- (1) 一般事業
ハード事業又はソフト事業
- (2) ステップアップ事業
新たに活動を始めた団体や、新しいチャレンジに取り組む団体のソフト事業
- (3) ステップアップ事業（ジュニア枠）
年間のテーマを持って環境問題に取り組む小中学校、高等学校のクラブ活動等

6 補助額等

事業実施主体（間接補助事業者）が行う事業に対して、補助事業者が補助金を交付する場合における補助額等は以下のとおり。

- (1) 一般事業
1 団体当たり 10 万円以上 50 万円以下（定額補助）
- (2) ステップアップ事業
1 団体当たり 20 万円以下（定額補助）
- (3) ステップアップ事業（ジュニア枠）
1 団体当たり 10 万円以下（定額補助）

7 事業の審査

補助事業者は、補助金を交付するに当たり、交付要綱別表7～9により審査を行う。

8 その他

補助金に関する情報は、自然共生課及び環境の杜こうち HP に掲載する。
(掲載情報／交付要綱、様式、これまでの採択団体、募集開始など)

【自然共生課 URL】

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030701/>